

Q いつまで療養が必要なの？

A 10日間が基本ですが、症状の有無などによって療養解除期間が異なります。通勤・通学は療養期間の翌日から可能です。**陰性確認のための検査は不要です。**

有症状の場合

- 次の2点を同時に満たせば療養解除です。
- ①症状が出始めた日を0日目とし、10日間経過していること。
 - ②症状軽快後、72時間経過していること。

無症状の場合

検体採取日を0日目として数え、7日間が療養期間です。ただし、療養中に症状が出た場合はその日を発症日とし、**有症状の①②**を同時に満たせば療養解除です。

【陽性者の解除例】

	0日	1日	2日	...	7日	8日	9日	10日	11日
有症状	発症	検査	陽性判明		症状軽快				解除
無症状	検体採取	陽性判明				解除			

※感染後10日目までは健康状態の確認

3 解除

Q 家族が陽性者になった場合どうしたらいいの？

A 同居家族は、陽性者の発症日又は住居内で感染対策を講じた日のいずれか遅い方を0日目として、7日間は自宅待機です。感染対策ができていない場合は、同居の陽性者の解除日から**更に7日間**の自宅待機が必要です。

【子が陽性となった場合の自宅待機例】

		0日	1日	2日	...	7日	8日	9日	10日	11日	...	17日	18日
同居家族	子	有症状	発症	検査	陽性判明	症状軽快				解除			
	親	感染対策可能	隔離				解除					更に7日間の自宅待機が必要	
		感染対策不可											解除

※感染対策とは「同居の陽性者と部屋を分ける」「日用品の共用を避ける」「陽性者が触る場所の消毒」などに加え、マスク着用や手洗い・手指消毒の実施など、**日常生活を送る上で可能な範囲**での対策を指します。

Q 療養後も咳などの症状が残っているときは？

A 新型コロナウイルス感染症の後遺症として倦怠感、呼吸苦、咳、味覚・嗅覚障害などの症状が持続する人がいます。療養解除後、医療機関への受診は可能ですので、かかりつけ医に相談してください。

発熱や咳などの風邪症状が続くなど、身体に異変を感じたら

まずは、かかりつけ医やお近くの医療機関に電話をして受診してください。新型コロナウイルスの感染を調べる検査を実施するかどうかは、診察した医師が判断します。

最新の情報は市ホームページを見てください



新型コロナウイルス感染症関連情報
ページID 17593



陽性と診断された方へ
ページID 17612

かかりつけ医がない、受診の相談がしたい

●診療・検査医療機関一覧

府ホームページ「診療・検査医療機関公表一覧」(右のQRコード)



●新型コロナ受診相談センター

平日 ☎829-8455
(午前9時～午後5時30分)

休日・時間外 ☎050-3531-4455
(コールセンター対応)

FAX829-1247

●医療機関案内センター ☎829-8462

(平日の午前9時～午後5時30分)

特集① もし、あなたが

新型コロナウイルスに感染したら...

※今後の感染状況や国の方針などによって変更することがあります。

(令和4年2月14日時点)

図 新型コロナウイルス感染症対策室 (☎829・1210)

Q もし、あなたが陽性だったら？

A 65歳以上の人及び重症化リスクなどがある人には、保健所から電話で連絡します。それ以外の人には、保健所から電話せずSMS(ショートメール)で連絡します(右の図のとおり)。

高齢者の命を守るために オミクロン株の感染がまん延する中、重症化リスクの高い高齢者などの治療支援を強化するため、ファーストタッチ・健康観察を行う対象者を65歳以上の人に変更します。

1 陽性判明

Q 重症化リスクなどがある人とは？

A 次の重症化リスクが複数ある人や妊娠中の人です。

重症化リスク 悪性腫瘍、慢性閉塞性肺疾患(COPD)、慢性腎臓病、高血圧、糖尿病、脂質異常症、肥満(BMI30以上)、臓器移植後の免疫不全、などの人が当てはまります。

Q いつ頃、保健所から連絡がくるの？

A 市保健所が発生届を受理した翌日までに連絡します。重症化リスクの高い人から順番に連絡します。

発生届 受診場所・時間や病院の事務の状況などいろいろなケースによって、発生届の受理が陽性判明の翌日以降になる場合があります。



※2月14日時点の府からの情報を基に作成しています。

Q 療養先はどこになるの？

A 重症化リスクのない64歳以下の人には原則、**自宅療養**です。それ以外の人には保健所の指示に従ってください。

Q 配食はどうやって受けるの？

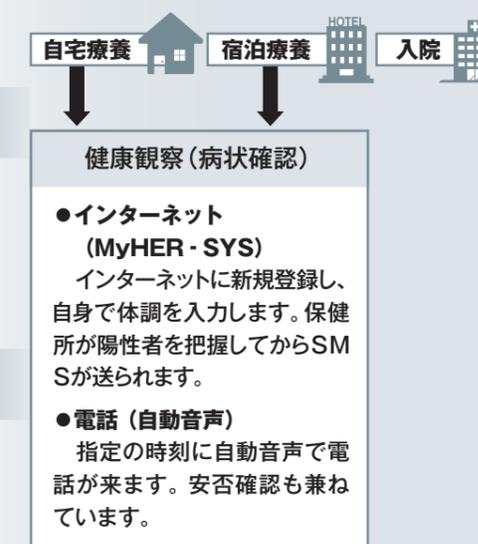
A 電話(☎829・1210)で申し込みが必要です。申し込みは原則保健所が発生届を受理したときから可能です。お弁当又はレトルト食品パッケージを届けます。買い物支援サービス(商品代は実費負担)もあります。
【対象者】原則、市民の陽性者とその同居家族の人

Q 自宅療養中に症状に不安を感じたら？

A 電話で相談してください。

24時間受付 自宅待機SOS ☎0570-055221

平日 新型コロナウイルス対策室 ☎829-1210



2 療養